

佐倉ハーモニーホール 使用のしおり

(佐倉市民音楽ホール)

《施設概要》

○所在地

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台 1-16 佐倉ハーモニーホール (佐倉市民音楽ホール)

電話番号：043-461-6221

※佐倉市立臼井公民館、臼井公民館図書室、臼井・千代田出張所との複合施設

○開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、夜間の利用があるときは午後 9 時 30 分まで)

※休館日：第 2・4 月曜日 (ただし、当日が祝日にあたるときはその翌日)

年末年始 (12 月 28 日～翌年 1 月 4 日)

○ホール客席数 667 席 (1 階 535 席[うち車いす 3 席]、2 階 132 席)

※計 710 席まで補助席の設置が可能

○ホール附属施設

・ホワイエ

・楽屋 計 3 室 楽屋 1、2・・・定員各 12 名、下手袖側 1 階
楽屋 3・・・定員 4 名、上手側 2 階

・練習室 計 2 室 練習室 1・・・定員 50 名、地下
練習室 2・・・定員 15 名、地下

※練習室は別途使用料がかかります。
ホール利用に併せて使用する場合はお知らせください。

○ホール舞台設備

寸法：間口 12.5m、奥行 10m、高さ 8m

設備：音響反射板、電動前迫舞台、緞帳、絞り緞帳、吊りバトン 5 本 等

○駐車場 (※同敷地内の臼井公民館、臼井公民館図書室、臼井・千代田出張所と共用です。)

第 1 駐車場：29 台

第 2 駐車場：56 台

第 3 駐車場：44 台

第 4 駐車場：35 台 (臨時)

《ホール使用の流れ》

(1) 使用申請を行う

使用希望月の9か月前の月にあたる1日より受付を開始します。(毎年1月のみ5日より受付開始)

※ただし、受付開始初日の午前中は佐倉市内利用者による音楽関係利用のみ受付 (下記参照)

○市内の利用者による音楽関係利用の場合

- ・受付開始日に行うホール使用抽選会に参加することができます。
 - ・ホールエントランスにて午前9時30分より受付開始、午前10時に受付締切・抽選
- ※来館のうえ「ホール使用申請事項確認書」に記入し、ご提出いただきます。
- 使用希望日・使用内容につき、事前に十分なお検討をお願いいたします。
- ※同一日・時間帯に複数の申請があった場合は、抽選により使用者を決定いたします。
- (先着順ではありません)

※受付時間を過ぎますと抽選に参加することはできません。

※利用者登録のない方は、「利用者登録申請書」もご記入いただきます。

○市内の利用者であるが音楽関係利用でない場合、市外利用者の場合

または市内利用者による音楽関係利用であるが抽選会に参加しなかった場合

- ・受付開始日の午後1時から、先着順にて申請を受付けます。
 - ・ホール職員が使用内容を伺い、「使用申請書」にご署名いただきます。
- ※原則として、来館のうえ「ホール使用申請事項確認書」に記入し、ご提出いただきます。
- 使用希望日・使用内容につき、事前に十分なお検討をお願いいたします。
- ※受付開始日の午後1時からの先着順における利用申請においては、電話による予約も受け付けます。
- ただし、同時に来館による申請があった場合は来館者を優先します。
- 電話予約の場合も、原則として予約後一週間以内に来館のうえ「使用申請書」を記入するものとします。
- この間に来館されませんと、予約を無効とさせていただく場合があります。
- ※利用者登録のない方は、「利用者登録申請書」もご記入いただきます。

(2) 使用料を納入する

- ・申請書提出後、ホール使用料の「請求書」を送付します。(申請後2週間が目安)
 - ・記載された納期限(「請求書」到達日の翌日から14日後)までにご納入をお願いします。
 - ・ご納入いただいた際、「領収書」と併せて「使用承認書」をお渡しします。使用承認書の発行をもって、予約が確定となります。
- ※来館のほか、現金書留による納入も可能です。
- 現金書留による納入の場合、「領収書」と「使用承認書」は追って送付します。

(3) ホール職員との打合せを行う

- ・使用日の1か月前を目安に、「舞台打合せのお願い」及び「打合せシート」を送付します。
- ・書類到着後、電話にて事前に打合せ日時をご相談いただき、打合せ当日は書類に必要事項を記入したうえでご持参ください。

※ホール使用状況などにより、ご希望の日時に打合せをお受けできない場合があります。

※打合せスペースの関係上、打合せ参加人数は原則として最大2名までとさせていただきます。

※施設の下見は原則としてお受けできません。

※送付された書類をご確認いただき、内容を詳細に検討したうえでの打合せをお願いいたします。

(4) 使用日当日

- ・使用開始時間・退館時間をお守りください。
- ・当日の退館時間までに、ホール附帯設備使用料をご納入いただきます。(あれば練習室も)
- ・同じく退館時間までに、当日の利用人数実績をご提出いただきます。(あれば練習室も)
- ・当日使用した備品は、すべて元あった場所にお返しくください。

《ホール使用における注意事項》

ホールをご使用になる前に、以下を必ずご一読ください。

○使用承認後の注意事項

- ・申請済の事項を変更しようとするときは、「使用変更申請書」の提出が必要です。
- ・万が一使用承認を受けた使用を取り消さざるを得ない場合は、事前に連絡のうえ、使用取消届をすみやかにご提出いただきます。なお、納入済の使用料は、使用者の責めによらない理由により使用できない場合を除き、返金できません。
- ・使用承認を受けた事項を無断で変更して使用したとき、使用の権利を譲渡・転貸したとき、法令に違反したとき、その他使用承認時の条件に反したときは、使用承認を取消します。
- ・催物のチラシ・プログラム等には問い合わせ先を明記し、ホールの電話番号を記載しないでください。また、案内状を送付する場合は、発送元を明記してください。

○施設使用上の注意事項

《安全面について》

- ・消防法で定められた、ホールの定員710名（補助席を含む）は厳守してください。
- ・災害発生時は、事前打ち合わせ時に配布する「地震発生時対応マニュアル」に沿って対応をお願いします。事前に内容を十分ご確認ください。
- ・病人やけが人が出たり、事故が発生したときは、すみやかにホール職員に連絡してください。
- ・貴重品等の管理について、使用者の責任において十分に注意をお願いします。
- ・開場前にホールエントランスが混雑したときは、列整理にあたる人員の配置をお願いします。

《駐車場について》

- ・駐車場の使用可能台数には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・混雑が見込まれる場合は、「満車」の表示の準備、誘導員の配置をお願いします。

《設営等について》

- ・道具類の搬入・搬出、ピアノ調律については、すべて使用時間内に開始・完了するものとします。
折込用チラシ・備品等の代理受領・保管はできません。
- ・花束・弁当の配達を依頼する場合は、使用者が直接受け取り、撤去の確認を行ってください。
- ・持ち込みによりホール備品以外の機材等を使用したいときは、使用申請の際にホール職員にお問い合わせください。
- ・看板・ポスター等の掲示は使用日当日に限ります。希望される場合は、事前打合せにてホール職員へお伝えください。
- ・掲示物は原則としてホワイトボード等に掲示することとし、許可を得ずに施設の壁・柱・床・ガラスなどへ直接貼紙をすることは禁止いたします。
- ・その他来場者受付等で使用する道具類は、使用者側にてご用意ください。

《物品等の販売について》

- ・ホール及び敷地内における物品の展示・販売は、事前打合せにて許可を受けたいうえで行ってください。
物品の販売を行う可能性がある場合は、ご申請の際などにお知らせください。

《その他》

- ・館内はすべて禁煙です。
- ・ホール客席内での飲食は禁止です。飲食をする場合はホワイエをご利用ください。
- ・他人に危害を及ぼすなど迷惑行為を行う者、また危険物を携行する者の入場はお断りいたします。
- ・火災、盗難、駐車場での事故等により、使用者（主催者）、出演者、入場者などに事故が生じた場合は、当ホールに重大な過失がない限り、その責任を負いかねます。

○参考：関係官庁等への届出について

必要に応じ、使用者自身で関係官庁等へ届出を行っていただく場合があります。

◇警 察：佐倉警察署（043-484-0110）

◇消 防：佐倉市・八街市・酒々井町消防組合消防本部（043-481-1119）

◇著作権：日本音楽著作権協会東京イベント・コンサート支部（03-5286-1671）